

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和2年5月7日

佐賀県 県土整備部
建設・技術課長 片渕 宏一郎

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 2020年度 公共事業労務費調査・ 建設資材価格調査・建設資材特別調査業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日 から令和3年3月23日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県内一円 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第一項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 本委託業務の他の入札参加届出者と、資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 過去5年間に同種業務について実績を有すること。
・同種業務とは、公共事業の積算に係る材料の単価当たりの単価調査に関する業務及び公共事業労務費調査における業務とする。
- (8) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項によりその他業種「建設関係各種(建設資材価格及び労働者賃金等)調査」と同等の決定を受けている者であること。
- (9) 担当者が同種業務の実績を有すること。
・主に担当する者及び成果品の照査を行うものは、公共事業の積算に係る材料の単価当たりの単価調査に関する業務及び公共事業労務費調査における業務の実績を有するものであること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和2年5月14日(木)午後5時までに下記の担当課に郵送(14日(木)午後5時までに担当課へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

関係資料 同種業務の履行実績調書(契約書の写しを添付)

担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当

電話 0952-25-7168

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和2年5月18日(月)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出期限並びに提出場所

ア 日時 令和2年5月26日(火)午後5時00分 必着

イ 場所 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県庁 建設・技術課

ウ 入札方法 入札者より郵送。

(2) 開札の日時並びに場所

ア 日時 令和2年5月28日(木)午前10時30分 開札

イ 場所 佐賀県佐賀市城内 1 - 1 - 5 9
佐賀県庁 建設・技術課

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

契約保証金

納付して下さい。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。

契約金額が100万円未満の場合は免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いてないものを提出した者

カ 一人で二以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のない者

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。くじ引きの日程や会場といった詳細は後日通知することとします。

(6) 問合せ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当 電話 0952-25-7168

E - mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp